

# ベトナムにおける技術移転に関する 留意事項

Investip Industrial Property  
Agency

Nguyen The Hieu  
(投資・ビジネスコンサルタント部マネージャー)



INVESTIP International Intellectual Property Agency は 1988 年に設立されたベトナム最大手の特許事務所であり、ベトナムに限らず A S E A N 各国へも業務を展開している。Nguyen The Hieu は、マーケットリサーチ、貿易振興、技術移転などについてのコンサルティング業務に従事するコンサルタント。

## 1. 技術移転に関する法律

ベトナムの技術移転に関する現行法は、2006 年に公布された技術移転法（Law on Technology Transfer）（法律第 80/2006/QH11 号）である。また、技術移転法を施行するための細則やガイドラインを定めた政令第 133/2008/ND-CP 号および政令第 120/2014/ND-CP 号などが存在する。

## 2. 技術移転に関する留意事項

### 2-1. 技術移転契約における必須規定

技術移転法第 15 条には、技術移転契約に含まれなければならない条項や記載項目が以下の通り列挙されている。

- (1) 移転される技術の名称を明確に述べる技術移転契約の名称
- (2) 移転される対象技術および当該技術により創出される製品
- (3) 技術を使用する権利に係る所有権の移転
- (4) 技術移転の方法
- (5) 当事者の権利および義務
- (6) 支払金額と方法
- (7) 契約の発効日および有効期間
- (8) 契約書中で使用される用語および概念（あれば）の定義
- (9) 技術移転のスケジュールならびに技術移転の実施場所
- (10) 移転技術に関する保証を提供する責任
- (11) 契約違反に対する罰則

- (12) 契約違反に対する責任
- (13) 紛争解決に係る適用法
- (14) 紛争解決機関
- (15) その他合意事項。ただし、ベトナムの法律に反しないことを条件とする

## 2-2. 移転適格な技術

移転する者と移転を受ける者との間で、移転技術対象を明確にすることが、技術移転契約の交渉過程における重要な最初の作業となる。これに関連し、技術移転法第7条では、以下の通り規定している。

### 「第7条 移転適格の技術対象

1. 移転適格な技術対象は、下記技術の一部またはすべてである。
  - (a)技術的ノウハウ
  - (b)技術に関する情報。具体的には、技術的計画、技術的解法、技術的プロセス、公式、技術仕様書、コンピュータプログラムおよびその他の情報ファイルの形式をとる情報
  - (c)生産最適化のための技術的解決策
2. 本条に基づく技術対象は、産業財産権の有無にかかわらず、移転を許可されるものとする」

## 2-3. 技術移転契約の登録

政令第133/2008/ND-CP号の第6条「技術移転契約の登録」によると、技術移転契約の登録は義務ではないが、契約当事者が望む場合、その契約を科学技術省 (Ministry of Science and Technology : MOST) に登録することができる。

技術移転法は、「移転が制限される技術の一覧」(政令第133/2008/ND-CP号の別紙II参照)に記載された技術については、MOSTによる承認と証明のために移転契約を登録しなくてはならないと規定する。また、「移転が奨励される技術の一覧」(政令第133/2008/ND-CP号の別紙I参照)については、移転契約の登録

は義務ではないが、MOST に申請し登録証明書を得ることにより、税制優遇を受け  
ることができる。

技術移転法が 2007 年に発効して以降、契約当事者の登録申請に対して中央政府  
機関である MOST が発行した技術移転契約登録証明書の数、2015 年末までで  
268 件しかない。同期間に地方行政当局（59 の省と 5 中央直轄市）が発行した技  
術移転契約の登録証明書数は 147 件でのみである。すべての技術移転契約が登  
録を義務づけられているわけではないため（後述の通り、義務化に向けた法改正の  
動きあり）、実際の契約件数はこれよりも多いと思われる。

#### 2-4. 技術契約をめぐる紛争の現状

ベトナム最高人民法院代表者およびベトナム技術評価局長の最近の発表によれ  
ば、ベトナムにおいて技術移転に関する紛争、訴訟は極めて少なく、技術移転に対  
する問題意識も大きくはない。

技術移転に関して報告された数少ない紛争についても、技術移転の契約条項が争  
点になっているものはない。問題が生じるのは、移転を受ける側が、移転された設  
備および技術を評価するのに十分な知識を有していない場合、機械の故障や損傷も  
しくは使用不能に容易に陥り、その結果、廃棄せざるを得なくなったというケース  
である。

ただし、このような問題にしても、根本原因としては、必要な契約条件が欠如し  
ていたり不完全であったりすることが挙げられる。たとえば、技術支援、製品のマ  
ーケティング、人材育成、管理スキルに関する条件が欠如していたり不十分であっ  
たことにより、移転された技術を十分に利用できなかつたり、期待された成果を得  
られないことがある。このような問題についても、あらかじめ適切なルールを契約  
に設けておくことが重要である。たとえば、品質に関する紛争が生じた場合に裁判  
所に証拠を提供できるようにするために、両当事者は常にサンプル製品を保持すべ

きであり、相手方当事者の同意なく勝手にサンプル製品を破棄してはならないとする規定も考慮する必要があるだろう。

### 3. 技術移転法の今後の改正動向

最後に、技術移転法に関する改正動向について触れておく。科学技術省は、2016年末の審議に向けて議会に提出予定の技術移転法改正案について、近く意見募集することが想定されており、最終的には2017年中にも新改正法が発効する見込みである。現時点での改正案には、以下の内容が検討されている。

- ・国の資金を使用した研究に対する所有権と、研究結果の使用権に関する条項の追加および国の資金を使用した研究結果の技術移転に関する規制の追加

- ・ベトナムから海外への技術移転に関する規定の追加および海外からベトナムへの技術移転に関する条項の改正。たとえば、海外からベトナムへの技術移転は、MOST登録について奨励レベルに留まり、義務規定になっていない。改正により、海外からベトナムへの技術移転に係るすべての契約をMOSTに登録することを義務付ける。(ただし、海外の親会社からベトナム子会社に技術移転の契約を行っても、契約の登録義務は発生しない、とする案も含まれている。)

- ・その他、技術移転契約所轄機関による管理権限等に関するいくつかの修正

(編集協力：日本技術貿易株式会社)